

弘前大学学生の忌引きに関する申合せ

(趣旨)

第1 学生が、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため、授業に出席できなかった場合は、届出により忌引きとする。

(親族の範囲)

第2 忌引きの取り扱いをする親族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者
- (2) 1親等（父母、子）の親族（配偶者の親族を含む。）
- (3) 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）の親族（配偶者の親族を含む。）

(忌引きとなる期間)

第3 忌引きとなる期間は、次のとおりとする。なお、葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数とする。

- (1) 配偶者及び1親等の親族の場合は、連続7日（休日を含む。）の範囲内の期間
- (2) 2親等の親族の場合は、連続3日（休日を含む。）の範囲内の期間

(届出)

第4 忌引きの届出は、葬儀等の行事を終えた後、速やかに別紙様式「忌引き届」を、学生が所属する学部等の教務担当又は学務担当へ、会葬礼状等とともに提出するものとする。

(授業担当教員への通知)

第5 学部等の教務担当又は学務担当は、前記届を受理した場合、その写しを授業担当教員へ送付するものとする。

なお、学生は、忌引きにより欠席する授業科目の担当教員に、原則として事前にその旨を連絡するものとする。

(授業の取り扱い)

第6 忌引きの授業の取り扱いは、原則として補講は行わず、授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとし、欠席とはせずに出席扱いとする。ただし、実験・実習等については、授業担当教員の指示によることとする。

附 記

この申合せは、平成22年10月1日から実施する。